

## 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業についての Q&A（厚生労働省）

No	質問	回答
1	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	本事業は働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的としており、事業所新規開設時の補助を目的としていない。 ついては、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならないことに注意されたい。
2	内示後に購入する機器の変更は可能か。	基本的に、申請時の計画に示された機器等を購入する必要がある。 但し、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合であって、導入の趣旨目的及び期待される効果が同等であると都道府県等が認めた場合に限り、同価格以下の機器等への変更することも可能とする。
3	これまで「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」で補助を受けた事業所が、今回国庫補助協議することは可能か。	過去に補助を受けた場合でも、今回交付申請いただくことは可能。 但し、予算額を超える国庫補助協議があった場合は、今回初めて事業を実施する事業所を優先し、予算の範囲内で補助するため留意されたい。